

## 『定款変更の手続きについて』

Q 定款変更の手続きについて教えてください。

A 手続きの流れは次のとおりです。  
定款変更しようとしている内容について検討し、中央会に事前にご相談下さい。

定款の変更理由と変更箇所について記載した議案を作成する。

総会に諮る前に理事会で審議する。

総会で議決を行う。

定款変更認可申請書を中央会に提出する。  
(※内容を確認の上、中央会が所管行政庁に提出します。)

所管行政庁より定款変更が認可される。  
(※中央会を通じて、認可書が組合に到着する。) → 認可書の到着により定款効力発生

〈登記事項にかかる定款変更の場合〉  
認可書が到着してから2週間以内に秋田地方法務局に変更登記申請を行う。



### 〈留意点〉

- 定款変更はその内容によって、認可行政庁との事前協議が必要な場合がありますので、必ず中央会にご相談ください。
- 定款変更の議案は、総組員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による特別議決を必要とします。なお、出席者数には委任状を含みます。
- 定款変更認可申請書に総会議事録の写しを添付する場合には、原本証明が必要です。
- 定款変更認可申請書については、申請書を2部(※)作成して、中央会へ提出してください。  
中央会を経由して所管行政庁へ提出します。  
(※)所管行政庁が国などの場合は3部作成してください。
- 定款の変更内容が事業計画及び収支予算にかかるものを含む場合は、変更内容を踏まえた事業計画書及び収支予算書の添付が必要となります。
- 次の箇所にかかる定款変更の場合、認可書到達の日から2週間以内に変更登記が必要です。
  - (1) 名称 (5) 事業
  - (2) 地区 (6) 出資1口の金額
  - (3) 事務所の所在地 (7) 出資払込の方法
  - (4) 公告の方法 (8) 解散の事由または存立時期